

国土交通省航空局安全部  
安全政策課長

件名：オーストラリア民間航空安全府との航空機の装備品等の整備に関する  
技術取決めに基づく、我が国認定事業場のオーストラリア民間航空安  
全府による認識の取得手続

## 1. 目的

国土交通省航空局（以下「JCAB」という。）は、令和 4 年 3 月 25 日、オーストラリア民間航空安全府（以下「CASA」という。）との間で「オーストラリア民間航空安全府と日本国国土交通省航空局との間の航空整備に関する技術取決め」（以下「TA-M」という。）を締結した。TA-M は、航空機の装備品等の整備施設の所在国の航空当局が行った整備施設の検査や評価を、もう一方の航空当局が認識して重複した検査を省略するものである。

本サーキュラーは、日本国内に所在する航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 項第 7 号の能力について同項に基づく認定を受けた事業場（以下「装備品修理改造認定事業場」という。）が、TA-M に基づき、オーストラリアの管轄下にある装備品等に対して修理又は改造を実施するために必要な CASA の認識（Recognition）を取得するための手続を記したものであり、TA-M に基づく取扱いを希望する装備品修理改造認定事業場等の関係者は本手続に従うことが求められる。

## 2. 関連文書

- ・ サーキュラー No. 7-001  
「外国との航空安全に関する相互承認協定等について」
- ・ サーキュラー No. 2-001  
「事業場認定に関する一般方針」
- ・ CASR Part 42  
Continuing airworthiness requirements for aircraft and aeronautical products
- ・ CASR Part 145

Continuing airworthiness Part 145 approved maintenance organisations

- ・CASR Part 145 Manuals of Standards (MOS)
- ・CASA Advisory Circular 145-06

Implementation procedures for the technical arrangement on aviation maintenance between CASA and JCAB

### 3. TA-Mに基づく CASA の認識取得手順

3-1 TA-Mに基づき、オーストラリアの管轄下にある装備品等に対して修理又は改造を実施するための CASA の認識を得ようとする、日本国内に所在する装備品修理改造認定事業場は、次に掲げる業務規程の変更を行うものとする。

(1) 次に掲げる事項を定めた、英語により記述された業務規程サプリメント（以下単に「業務規程サプリメント」という。）を策定し、業務規程に添付書として添付すること。（参考：本サーキュラーの添付1は、業務規程サプリメントの一例を示しており、CASAの確認を得ているものであるので参考としても良い。）ただし、当該装備品修理改造認定事業場が CASA の装備品整備認定事業場である場合は、(b)に掲げる事項の記載を要しない。

(a) TA-M 附録 1 に規定された事項

(b) 業務規程サプリメントを策定した時点における、当該装備品修理改造認定事業場が修理又は改造する装備品等を使用する意思のあるオーストラリアの航空機運航者、オーストラリアに所在する CASA の整備認定事業場又は TA-M に基づき修理若しくは改造を実施している装備品修理改造認定事業場

(2) 業務規程の本書に、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第39条第1項第6号に掲げるその他業務の実施に必要な事項として、TA-Mに基づく修理又は改造を行う場合、添付書の業務規程サプリメントに定める事項にも従って、修理又は改造を行うことを記載すること。

3-2 3-1 の規定により業務規程を変更した装備品修理改造認定事業場は、法第 20 条第 4 項に基づき、業務規程の変更の届出を行うものとする。

3-3 3-2 の規定により業務規程の変更の届出をしようとする装備品修理改造認定事業場は、業務規程変更届出書（参考：本サーキュラーの添付2は、当該業務規程変更届出書の一例を示している。）に次に掲げる事項を記載するとともに、業務規程サプリメント及び変更後の業務規程の本書を業務規程変更届出書に添付し、当該装備品修理改造認定事業場を管轄する地方航空局航空機検査官室（以下「JCAB 地方局検査官室」という。）に、認識取得希望日の少なくとも 90 日前までに、提出するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所

装備品修理改造認定事業場の名称及び認定番号、所在地、並びに代表者又は最高責任者の氏名を記載する。

(2) 変更した事項

- (a) 業務規程の本書の変更について、新旧の対照を記載する。
- (b) 業務規程の添付書として、業務規程サプリメントを添付したことを記載する。

(3) 実施日

変更を実施した年月日を西暦表示で記載する。

3-4 3-3 の規定による業務規程変更届出書を受けた JCAB 地方局検査官室は、業務規程変更届出書の記載事項に不備がないこと、添付された業務規程サプリメント及び変更後の業務規程の本書に 3-1 の規定に掲げる事項が記載されていることを確認する。

3-5 JCAB 地方局検査官室は、3-4 の規定による確認の結果、届出の要件に適合していることが確認された場合には、届出を行った装備品修理改造認定事業場に対して、「当該サプリメントの適切性が確認されたことから、申請者は CASA の認識を取得したものとして取り扱われる」旨を書面（様式 1）により通知する。また、JCAB 地方局検査官室は、その写しを JCAB 安全政策課に送付する。

3-6 3-5 の規定により書面の写しの送付を受けた JCAB 安全政策課は、国土交通省ホームページで公開する「TA-M の下での CASA 認識整備事業場リスト(List of the CASA-recognized Maintenance Organizations)」に 3-5 の規定による通知を受けた装備品修理改造認定事業場を追加する。また、JCAB 安全政策課は、CASA に、当該装備品修理改造認定事業場を CASA 認識整備事業場として国土交通省ホームページのリストに追加したことを通知する。

#### 4. TA-M に基づく修理又は改造の実施

4-1 オーストラリアの管轄下にある装備品等に対して修理又は改造を実施するための CASA の認識を得た装備品修理改造認定事業場は、3-5 の規定による通知の日から、TA-M に基づく修理又は改造を開始することができる。

4-2 3-5 の規定による通知を受けた装備品修理改造認定事業場が TA-M に基づき発行する装備品基準適合証（規則第 18 号様式）は、CASA の定める Authorised Release Certificate (Form 1) と同等として CASA に受け入れられる。

4-3 3-5 の規定による通知を受けた装備品修理改造認定事業場は、TA-M に基づく修理又は改造を行う場合、業務規程サプリメントに定める次に掲げる事項に従って修理又は改造を行う必要があることに留意すること。

- (1) TA-M に示された全ての条項に従い、修理又は改造を実施しなければならない。
- (2) 装備品基準適合証の欄「12. 備考 Remarks」に、TA-M に基づき修理又は改造が実施された旨を以下のように英文で明記しなければならない。

“Released under the provisions of the TA-M between CASA and JCAB”

## 5. 業務規程サプリメントの有効期限と変更手続

- 5-1 3-5 の規定による通知を受けた装備品修理改造認定事業場の業務規程サプリメントの有効期限は、当該装備品修理改造認定事業場の法第 20 条第 1 項の事業場の認定の有効期限と同じである。装備品修理改造認定事業場が認定の更新をした場合には、業務規程サプリメントの有効期限も同時に更新される。
- 5-2 3-5 の規定による通知を受けた装備品修理改造認定事業場は、業務規程サプリメントの記載内容を変更する場合（最高責任者が異動となった場合を含む。）には、法第 20 条第 4 項に基づき、業務規程の変更の届出を行うものとする。
- 5-3 5-2 の規定により業務規程の変更の届出をしようとする装備品修理改造認定事業場は、業務規程変更届出書（参考：本セキュラーの添付 3 は、当該業務規程変更届出書の一例を示している。）に次に掲げる事項を記載するとともに、変更後の業務規程サプリメントを業務規程変更届出書に添付し、JCAB 地方局検査官室に提出するものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所  
装備品修理改造認定事業場の名称及び認定番号、所在地、並びに代表者又は最高責任者の氏名を記載する。
- (2) 変更した事項  
業務規程サプリメントの新旧の対照を記載する。
- (3) 実施日  
変更を実施した年月日を西暦表示で記載する。
- 5-4 5-3 の規定による届出を受けた JCAB 地方局検査官室は、業務規程変更届出書の記載事項に不備がないこと、添付された変更後の業務規程サプリメントに TA-M 附録 1 に規定された事項が記載されていることを確認する。
- 5-5 JCAB 地方局検査官室は、5-4 の規定による確認の結果、届出の要件に適合していることが確認された場合には、届出を行った装備品修理改造認定事業場に対して、変更後の業務規程サプリメントが適切なものであることを書面（様式 2）により通知する。

## 6. TA-M に基づく CASA の認識の取消し

- 6-1 3-5 の規定による通知を受けた装備品修理改造認定事業場が、耐空性に係る規則により要求される安全基準を維持していないことを、CASA が正当な根拠に基づいて決定した場合には、CASA の要請により、JCAB は、法第 20 条第 6 項に基づき、当該装備品修理改造認定事業場に対し、TA-M に基づく修理又は改修に係る業務の停止を命じることができる。
- 6-2 JCAB は、6-1 の規定により装備品修理改造認定事業場に対し業務の停止を命じた場合、当該装備品修理改造認定事業場に対し、「CASA の認識の取得が取消されたものとして取り扱われる」旨を書面（様式 3）により通知する。

附則（令和4年5月24日）

1. 本サーフィンは、令和4年5月24日から適用する。

本サーフィンに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部安全政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号 03-5253-8737

FAX 03-5253-1661

## 添付 1 業務規程サプリメント（例）

本添付 1 は、TA-M の下で作成が求められる業務規程サプリメントの作成ガイドラインを与えるものである。サプリメントに規定すべき事項が業務規程に既に含まれている場合には、業務規程のどこに記載されているかの参照先を示すのみでよい。

---

### *COVER PAGE*

*CASA SUPPLEMENT TO JCAB AMO  
APPROVED ORGANISATION EXPOSITION  
REF \_\_\_\_\_*

*Company Name and Facility Address*  

---

---

---

*JCAB AMO NO.* \_\_\_\_\_

*DATE OF SUPPLEMENT* \_\_\_\_\_

*This Supplement, together with the JCAB AMO AOE, forms the basis of acceptance by the CASA for maintenance carried out by this organisation on aeronautical product under the regulatory control of CASA.*

*Maintenance carried out and certified in accordance with the referenced AOE and this supplement is accepted as meeting the requirements of CASR Part 42, Part 145 and CASR Part 145 MOS.*

## **1. INTRODUCTION**

本パラグラフでは、なぜ業務規程サプリメントが必要なのかについて述べる。

(記載例)

*Civil Aviation Safety Agency of Australia (CASA) and the Civil Aviation Bureau (JCAB), the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism of Japan signed a Technical Arrangement on Aviation Maintenance (TA-M) 25 March 2022 that allows the reciprocal acceptance of ARCs issued by maintenance organisations under the matters of the arrangement.*

*This amendment/supplement is therefore intended to inform the staff of [the AMO] of additional considerations that need to be taken into account when working in accordance with the TA-M.”*

## **2. ACCOUNTABLE MANAGER'S COMMITMENT STATEMENT**

本パラグラフは、装備品修理改造認定事業場が業務規程及び業務規程サプリメントに従い適切に業務を実施することについての認定事業場最高責任者による、署名入り声明を記す。

(記載例)

*This Supplement defines in conjunction with the JCAB Approved Organisation Exposition Ref \*\*\*\*\* the organisation and procedures upon which CASA acceptance is based.*

*These procedures are approved by the undersigned and must be adhered to when maintenance work is being performed for any customer that operates under the jurisdiction of the CASA and the TA-M.*

*It is recognised that the organisation's procedures do not override the necessity of complying with any additional requirements formally published by CASA and notified to this organisation from time to time.*

*It is further understood that CASA reserves the right to withdraw acceptance (suspend or cancel any privileges granted pursuant to the TA-M) if it is considered that procedures are not followed or that the standards are not maintained.*

*Signed by the Accountable Manager*

*For and on behalf of [the AMO].*

\_\_\_\_\_ (name) \_\_\_\_\_ (Signature) \_\_\_\_\_ (date)

Note: When the Accountable Manager is replaced, the new Accountable Executive/ Manager must sign the statement so as not to invalidate the acceptance.

### ***3. BASIS OF RECOGNITION AND LIMITATION***

CASAによる認識及び限定について記す。

(記載例)

*CASA's recognition is based upon full compliance with Civil Aeronautics Act (CAA) Article 20 and the JCAB Approved Organisation Exposition.*

*This recognition is limited to the scope of work permitted under the current approval granted by JCAB to [the AMO] in accordance with CAA Article 20 and to the locations in Japan specified therein.*

### ***4. INTERNAL QUALITY ASSURANCE SYSTEM***

本パラグラフは、内部品質保証制度の説明及び手順を記した業務規程の該当セクションを呼び出す。

(記載例)

*With regard to the internal quality assurance system, refer to the AOE Section \*\*\* paragraph \*\*\*.*

### ***5. ACCESS BY JCAB AND CASA***

本パラグラフでは、JCAB又はCASAは、装備品修理改造認定事業場がTA-Mの要件に適合して業務を実施していることを確認するため、又は特定の問題を調査するため、当該装備品修理改造認定事業場に立ち入ることが許可されることを規定する。

また、TA-Mの要件に適合しない場合又は業務規程（業務規程サプリメントを含む。）に記述された方針若しくは手順に適合しない場合には、TA-Mにより与えられたあらゆる権利の停止又は取消しの根拠となりうることを記す。

(記載例)

*[The AMO] confirms that the JCAB or CASA may have access to [the AMO] to confirm compliance with the requirements of this TA-M or investigate specific problems.*

*[The AMO] also confirms that failure to comply with the matters in the TA-M, or with the policies and procedures described in the company Exposition, may be grounds for suspension or cancellation of any privileges granted pursuant to the TA-M.*

## **6. WORK ORDERS / CONTRACTS**

このパラグラフでは、作業指示及び委託について記す。

(記載例)

*[The AMO] must ensure that the maintenance contract is understood and agreed to by both parties. The customer must ensure that the work orders/contracts are detailed and clear, and [the AMO] must ensure it receives work orders that it understands.*

*The work order should specify the inspections, repairs, alterations, overhauls to be carried out, the Airworthiness Directives to be complied with and parts to be replaced.*

*Any parts installed have been manufactured or maintained by organisations that are acceptable to the CASA.*

## **7. CONTRACTING AND SUBCONTRACTING**

このパラグラフでは、委託及び下請負できる相手先及びその手順について記す。

(記載例)

*With regard to the procedures for contracting and subcontracting as specified in the provisions in Attachment 1 of the TA-M, refer to the AOE Section \*\*\* paragraph \*\*\*.*

## **8. AIRWORTHINESS DIRECTIVES / AIRWORTHINESS LIMITATIONS**

このパラグラフでは、耐空性改善通報及び耐空性限界への適合について記す。

(記載例)

*The applicable CASA regulations on Airworthiness Directives must be complied with:*

*Airworthiness Directives, Airworthiness Limitations, and other requirements declared mandatory by the CASA must be available to maintenance personnel.*

*The customer must provide a copy of all ADs that must be complied with to [the AMO] and identify any airworthiness limitations to [the AMO]. The customer remains responsible for specifying any AD compliance required during maintenance and any airworthiness limitations through the work order.*

## **9. REPAIRS AND MODIFICATIONS**

このパラグラフでは、オリジナルの機器製造者によらない、修理又は改造について記す。

(記載例)

*The design of any repairs and modifications to aeronautical products which are not from the Original Equipment Manufacturer or will be approved by CASA in line with the requirements of the CASA.*

*[The AMO] will ensure that such repairs and modifications are incorporated only when in receipt of the appropriate approvals.*

## **10. MAINTENANCE RELEASE OF COMPONENTS**

このパラグラフでは、装備品等のメンテナントリースについて記す。

(記載例)

*Release to service of components up to and including complete engines under the TA-M should be carried out in accordance with CAA Article 20. The Authorised Release Certificate JCAB Form 18 should be issued.*

*The following statement should be reflected in Block 12 of the ARC.*

“Released under the provisions of the TA-M between CASA and JCAB”

When maintenance cannot be performed in accordance with the work order/contract, this fact must be known to the customer.

## **11. RECORD KEEPING**

このパラグラフでは、装備品修理改造認定事業場が、技術記録についての TA-M の要件にどのように適合させるのかを示す。

(記載例)

*To ensure that Technical Records are completed in line with the requirements of the CASA, [the AMO] will take following procedures.*

\*\*\*\*\*

## **12. PERSONNEL RESPONSIBLE FOR RELEASE TO SERVICE.**

このパラグラフでは、装備品修理改造認定事業場が、TA-M、TA-M 関連 JCAB サーキュラー、業務規程サプリメント及び顧客からの整備の実施に関する特別要求に精通した整備担当者のみが、TA-M の下で装備品等の修理若しくは改造を行うこと、又は装備品基準適合証を発行することが許容されることを確実に実施するための使用手順を記すこと。また、装備品修理改造認定事業場内の関係者は、TA-M に関する法令、規則、慣行、手順及び制度について訓練され、最新の情報に基づいて維持されることを記す。

(記載例)

*To ensure that only responsible maintenance personnel who are familiar with the TA-M, any advisory material issued by the JCAB in relation to the TA-M, this supplement and any applicable customer's special conditions in relation to the performance of maintenance are allowed to perform maintenance on aeronautical products or issue release documentation for aeronautical products under the TA-M, [the AMO] will take following procedures.*

\*\*\*\*\*

*To ensure that relevant personnel in the maintenance organisation are trained and kept updated on the laws, regulations, standards, practices, procedures and systems relevant to the TA-M, [the AMO] will take following procedures.*

\*\*\*\*\*

## **13. MANDATORY REPORTING REQUIREMENTS**

このパラグラフでは、装備品修理改造認定事業場は、認定業務において発見された装備品等の不安全事象を、CASA、JCAB 及び顧客に確実に報告することを実施するために使用する手順を記す。

(記載例)

*To ensure that any mandatory reportable conditions found in aeronautical products are reported to the CASA, the JCAB and customer of the aeronautical product, [the AMO] will take following procedures.*

\*\*\*\*\*

## **14. EXISTENCE OF CUSTOMERS**

このパラグラフでは、装備品修理改造認定事業場が修理又は改造する装備品等を使用する意思のあるオーストラリアの航空機運航者、オーストラリアに所在する CASA の整備認定事業場又は TA-M に基づき修理若しくは改造を実施している装備品修理改造認定事業場を記載する。

(記載例)

*[The AMO] has the organisation who states its intention to use aeronautical components, etc. repaired or altered by [the AMO] as of [the date when the AMO establishes its AOE supplement] as the following.*

- *XXX Corporation*

\*\*\*\*\*

添付 2

業務規程変更届出書

令和〇年〇月〇日

〇〇航空局保安部  
先任航空機検査官 殿

住所又は主たる認定事業場の所在地  
氏名又は名称

以下の装備品修理改造認定事業場について、「オーストラリア民間航空安全庁と日本国国土交通省航空局との間の航空機整備に関する技術取決め」に基づく修理又は改造の実施に関する事項を定めるため、業務規程の軽微な変更を行ったので、航空法第 20 条第 4 項の規定により、関係書類を添えて届出します。

事業場の名称	
事業場の認定番号	
事業場の所在地	
事業場の代表者又は最高責任者の氏名	
変更した事項	
実施日	
添付関係書類	

添付 3

業務規程変更届出書

令和〇年〇月〇日

〇〇航空局保安部  
先任航空機検査官 殿

住所又は主たる認定事業場の所在地  
氏名又は名称

「オーストラリア民間航空安全庁と日本国国土交通省航空局との間の航空機整備に関する技術取決め」に基づく修理又は改造の実施に関する事項を定めた業務規程の添付書について、軽微な変更を行ったので、航空法第 20 条第 4 項の規定により、関係書類を添えて届出します。

事業場の名称	
事業場の認定番号	
事業場の所在地	
事業場の代表者又は最高責任者の氏名	
変更した事項	
実施日	
添付関係書類	

(様式 1)

「オーストラリア民間航空安全庁と日本国国土交通省航空局との間の航空整備に関する技術取決め」に基づくオーストラリア民間航空安全庁の認識の取得について

令和〇年〇月〇日

殿

〇〇航空局保安部

先任航空機検査官（押印又は署名）

「オーストラリア民間航空安全庁と日本国国土交通省航空局との間の航空整備に関する技術取決め」に基づく修理又は改造の実施に関する事項を業務規程に定めた旨の業務規程変更届出書（令和〇年〇月〇日付け）について、提出書類を確認した結果、セキュラーNo. 2-009「オーストラリア民間航空安全庁との航空機の装備品等の整備に関する技術取決めに基づく、我が国認定事業場のオーストラリア民間航空安全庁による認識の取得手続」の3-1の規定に掲げる事項が記載された適切なものであることを確認したことから、貴認定事業場はオーストラリア民間航空安全庁の認識を取得したものとして取り扱われることを通知する。

(様式 2)

「オーストラリア民間航空安全庁と日本国国土交通省航空局との間の航空整備に関する技術取決め」に基づく修理又は改造の実施に関する事項を定めた業務規程の添付書の変更について

令和〇年〇月〇日

殿

〇〇航空局保安部

先任航空機検査官（押印又は署名）

「オーストラリア民間航空安全庁と日本国国土交通省航空局との間の航空整備に関する技術取決め」に基づく修理又は改造の実施に関する事項を定めた業務規程の添付書の変更を行った旨の業務規程変更届出書（令和〇年〇月〇日付け）について、提出書類を確認した結果、サーティфикートNo. 2-009 「オーストラリア民間航空安全庁との航空機の装備品等の整備に関する技術取決めに基づく、我が国認定事業場のオーストラリア民間航空安全庁による認識の取得手続」の 5-4 の規定に掲げる事項が記載された適切なものであることを確認したことを通知する。

(様式 3)

「オーストラリア民間航空安全庁と日本国国土交通省航空局との間の航空整備に関する技術取決め」に基づくオーストラリア民間航空安全庁の認識の取消しについて

令和〇年〇月〇日

殿

〇〇航空局保安部

先任航空機検査官（押印又は署名）

貴認定事業場が取得した、「オーストラリア民間航空安全庁と日本国国土交通省航空局との間の航空整備に関する技術取決め」に基づく修理又は改造を実施するためのオーストラリア民間航空安全庁の認識（令和〇年〇月〇日付け）については、同取決めの要件に適合しない状態が確認されたことから、オーストラリア民間航空安全庁の認識の取得が取り消されたものとして取扱われることを通知する。